

◎ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 ①～⑭ 「略」</p> <p>⑮ 議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、当分の間、第一条に規定する額に百分の七十を乗じて得た額とする。</p> <p>⑯ 期末手当については、前項の規定の適用がある間、第十一条の第二項中「受けるべき」とあるのは「附則第十五項の規定の適用がないものとした場合に受けるべき」と、「額と」とあるのは「額に、百分の五十を乗じて得た額と」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第十六項の規定により読み替えられた前項」と、第十一条の四中「第十一条の第二項」とあるのは「附則第十六項の規定により読み替えられた第十一条の第二項」とする。</p>	<p>附則 ①～⑭ 「略」</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>